

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

平成29年10月24日

盛岡広域振興局長 宮野孝志

1 届出事項の概要

(1) 届出者の氏名又は名称

ア 有限会社金田一

イ 中川総業株式会社

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 上盛岡ショッピングプラザ 盛岡市北山一丁目212番1号 ほか

(3) 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者

(4) 変更の年月日 平成25年9月1日ほか

(5) 変更の理由 小売業者の変更のため

2 届出年月日 平成29年10月16日

3 縦覧場所 盛岡広域振興局経営企画部及び盛岡市役所